

## 1. 業務内容について

7月～9月まで派遣されていた前任者に引き続き、10月1日付で税務課に配属されました。大船渡市の税務課は、「資産税係」、「市民税・諸税係」、「収納係」の3つの係に分かれており、私は「市民税・諸税係」を担当しています。

大船渡市では震災で被災された方に対する固定資産税・市県民税などの減免措置を行っています。その中でも市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の減免申請の受付が私の主な業務内容となっています。

固定資産税は8月17日～24日まで、市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等は9月1日～22日までが受付期間となっていました、その後も随時受付を行っております。

減免対象となる事由は下記のとおりです。

- ① 主たる生計維持者が死亡した場合
- ② 主たる生計維持者の行方が不明となった場合
- ③ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合
- ④ 納税義務者が生活保護法の規定による生活補助を受けることになった場合
- ⑤ 主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた場合
- ⑥ 主たる生計維持者の事業収入など（事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入）の減少が見込まれる場合
- ⑦ 原発事故に伴い、避難指示、計画的避難区域、緊急時避難準備区域および特定避難勧奨地点に関する指示などの対象となっている場合

このうち、①～⑤が該当になる方についてはすでに対応しているケースが多く、現在来庁される方は⑥に該当する方がほとんどです。

⑥に該当する方でも、平成23年における事業収入などの減少見込額が、平成22年中における当該事業収入などの10分の3以上であること、平成22年の合計所得金額が1,000万円以下であること、減少すると見込まれる事業収入などに係る所得以外の所得の合計額が400万円以下であることが要件に含まれます。

広報にも掲載された9月1日～22日までの受付期間には別室を設けて受付し、多い時で1日に約100人の方が来庁し、最長で3時間ほど待っていた方もいたようです。

10月に減免のお知らせが再度広報に掲載されましたので、11月の受付期間には多くの方が来庁されることが予想されます。

## 2. 災害の状況について

私達の生活の拠点である大船渡駅周辺は、商業施設が集まって賑やかな街だったそうです。被災後しか知らない私にとっては、「本当にここが？」と思うくらいの壊滅的な街並

みとなっていました。改めて津波の恐ろしさを思い知りました。

今では当たり前のように見る瓦礫の山や廃屋なども、着任時には大変ショックを受けました。そんな中にあっても、先週まで傾いて機能していなかった信号機がいつの間にか復旧していたり、今まで人がいる雰囲気もなかった店が再開されていたりして驚いています。

道路は地割れが残っていたり、地盤沈下による冠水で通行できなかつたりなどはありますが、瓦礫の撤去や家屋・施設の修復など随分進められているように感じます。

### 3. 生活の状況について

現在の大船渡市の気候は佐久市に比べると暖かいように感じます。朝晩の冷え込みはありますが、暖房器具などはまだ使わなくても過ごせる気候です。

生活必需品などは近くの店で購入できますし、コンビニエンスストアも再開しています。市役所のある盛駅付近では飲食店も多く、生活に不自由を感じることはありません。

ただ、被災した大船渡駅周辺は街灯もなく、夜になるとあたりも真っ暗な上、道路の凸凹や冠水により、歩くのはとても危険です。

お世話になっているホテル福富は、10月初旬まで3階にしか宿泊できない状況でしたが、今では1階にフロントも再開し、2階も宿泊できるようになり連日多くの宿泊者が利用しています。しかし、食堂はまだ再開されず、固定電話も復旧していない現状です。

### 4. その他

被災状況については各種メディアによってある程度知識を持っていましたが、やはり実際に目にした被災地の有様には言葉を失いました。

このような状況で、被災者の方はそれぞれ他人にはわからない苦労や悲しみがあつたはずですが、それでも、それを乗り越え、さらに明るさを保って生活している姿を見ると、人の持っている強さや絆というものの大切さを実感しました。

私も自分に何ができるかを探しながら、あと2ヶ月頑張ろうと思います。